

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 所管事務の調査（報告）

(2) 川崎市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について

資料 川崎市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について

参考資料 1 令和3年度川崎市子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱

参考資料 2 確認書等の本市様式

参考資料 3 申請書の国様式例

令和4年2月9日

健康福祉局

川崎市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について

1 臨時特別給付金の概要

趣旨

- 〔コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)〕
- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国民の生活は傷んでいる。
 - 雇用を守り、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられることが重要である。

住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を「プッシュ型」で給付

事業の実施主体及び経費負担

- (1) 実施主体: 市区町村(本市では健康福祉局に「臨時特別給付金担当」を設置(令和4年1月7日付))
- (2) 経費負担: 実施に要する費用(給付事業費及び事務費)は、国が補助(補助率10/10)
 【本市】278億4,768万8千円(令和4年1月14日成立)
 【内訳】事業費: 269億6,730万円、事務費: 8億8,038万8千円

2 給付額及び支給対象者等

支給対象者

- (1) 住民税非課税世帯(本市見込み: 235,000世帯)
 令和3年12月10日において本市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- (2) 家計急変世帯(本市見込み: 35,000世帯)
 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯
 ⇒令和3年1月以降の任意の1か月の収入をもとに算出した収入見込額等を、該当基準に照らして判定
 ※(1)(2)いずれも、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

給付額

1世帯当たり10万円

申請期限

令和4年9月30日まで(当日消印有効)

3 広報・相談体制

広報

- ・市政だよりや市ホームページを活用した広報のほか、関係行政窓口等におけるチラシ・申請書様式等の配架により、必要な市民に情報・様式が行き届くよう広報を実施する。
- ・市から確認書を送付した住民税非課税世帯のうち、未返送の世帯には勧奨はがきを送付することにより、支給漏れの防止を図る。

相談体制

- (1) コールセンター(フリーダイヤル)
 - ・開設時期: 令和4年1月17日
 - ・番号: 0120-200-113
 - ・受付時間: 8:30~17:15(土・日・祝日を除く)
 - ※問合せ見込み件数に応じて、最大30ブース体制を構築
- (2) 相談窓口
 - ・開設時期: 令和4年2月7日
 - ・開設場所: 各区役所・支所(9箇所) 各窓口に相談員を2名配置
 - ・受付時間: 8:30~17:00(土・日・祝日を除く)

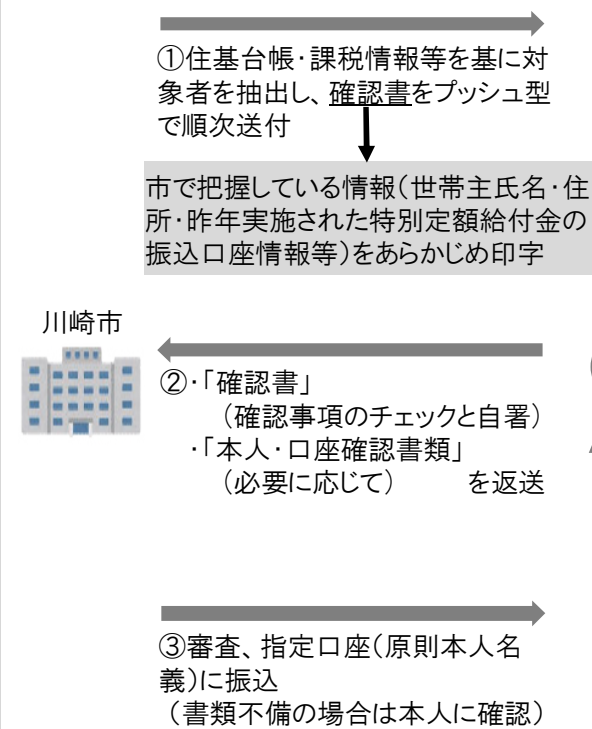
4 給付金の申請及び給付の流れ

発送・受付開始・給付開始の時期(見込み)

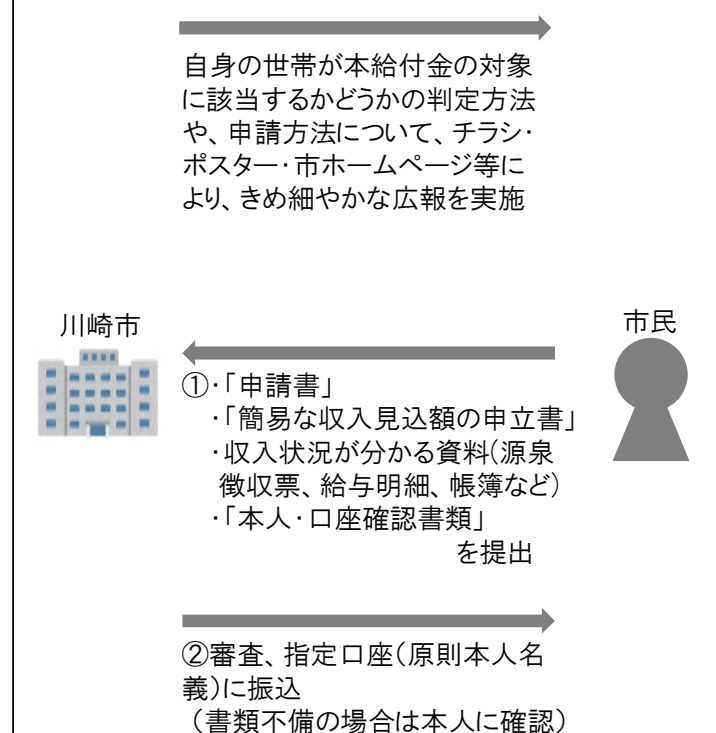
	(1) 住民税非課税世帯	(2) 家計急変世帯
必要書類の送付・配布	令和4年2月中旬から順次発送(確認書)	令和4年2月中旬から区役所・支所、市ホームページ等で配布(申請書)
受付開始	令和4年2月中旬以降、提出されたものから順次受付	
給付開始	初回振込は令和4年3月上旬を予定	

申請・審査・給付のフロー

(1) 住民税非課税世帯



(2) 家計急変世帯



5 主なスケジュール

	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4-8	R4.9	R4.10-12
広報	◎ホームページ(随時更新)	◎チラシ配布	◎市政だより	◎申請勧奨		
相談対応	◎コールセンター(1/17-)	◎区役所等相談窓口(2/7-)				
給付手続	◎対象者抽出(以降順次)	◎確認書発送(以降順次)	◎申請書配布	◎受付		申請期限 9/30
議会	◎臨時会(補正)	◎委員会		◎審査・支給(振込)		

令和3年度川崎市子育て世帯等臨時特別支援事業
 (住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金) 支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として実施する、令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 川崎市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(以下「非課税世帯等給付金」という。)は、前条の目的を達するために、川崎市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 非課税世帯等給付金の支給対象者は、令和3年12月10日(以下「基準日」という。)において、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法〔昭和42年法律第81号〕第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて川崎市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)であって、次の(1)又は(2)に該当する世帯の世帯主とする。

(1) 令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

同一の世帯に属する者全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和3年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯

(2) 令和3年1月以降の家計急変世帯

(1)に該当する世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日の属する月の前月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の市民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯(同一の世帯に属する者のうち令和3年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額(令和3年1月以降の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が、市民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。)

ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

ア (1) に該当する世帯として給付を受けた世帯に属する者を含む世帯

イ 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し非課税世帯等給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する非課税世帯等給付金の金額は、1世帯あたり10万円とする。

(受給権者)

第5条 非課税世帯等給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。(ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者〔これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者〕)。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給の方式)

第6条 非課税世帯等給付金の支給を受けようとする者は、川崎市長が別に定める様式第1号の確認書(以下「確認書」という。)の提出、第2号の非課税分申請書又は第3号の家計急変分申請書(以下「申請書」という。)による申請により行う。

2 確認書の提出及び申請書による申請は、原則として郵送により行い、これらに基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる支給方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないことその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 口座振込方式 川崎市が金融機関の口座に振り込むことにより支給する方式

(2) 現金書留送付方式 川崎市が現金書留により送付することにより支給する方式

(3) 窓口現金交付方式 川崎市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、非課税世帯等給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

4 川崎市長は、非課税世帯等給付金の支給要件に該当するかを確認するために必要があると認めるときは、申請者に対して、追加で資料の提出又は提示を求めることができるものとする。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で川崎市長が特に認める者

2 代理人が非課税世帯等給付金の確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。また、この場合、川崎市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 川崎市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、川崎市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(提出期限)

第8条 非課税世帯等給付金の申請受付開始日は、川崎市長が別に定める日とする。

2 確認書及び申請書の提出期限は、令和4年9月30日とする。

(支給の決定)

第9条 川崎市長は、第6条の規定により確認書又は申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し非課税世帯等給付金を支給する。

(非課税世帯等給付金の支給等に関する周知等)

第10条 川崎市長は非課税世帯等給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請等が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 川崎市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに第6条の規定による確認書の提出又は申請が行われなかった

場合、支給対象者が非課税世帯等給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 川崎市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書又は申請書の不備による振込不能等があり、川崎市が確認等に努めたにもかかわらず確認書又は申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

- 第12条 川崎市長は、偽りその他不正の手段により非課税世帯等給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った非課税世帯等給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

- 第13条 非課税世帯等給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

- 第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、川崎市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月14日から施行する。

別記（第5条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が川崎市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の非課税世帯等給付金については、川崎市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所〔一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。〕又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族〔配偶者を除く。以下同じ。〕など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した川崎市長が別に定める確認書も、上記証明書と同様のものとして取り扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が川崎市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接近禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断す

ることができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の（１）から（６）までのいずれかに該当する児童（基準日時点で満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満 22 歳に達する日の属する年度の末日までにある者〔疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。〕及び（６）における母子生活支援施設の入所者をいう。以下同じ。）については、川崎市における申請・受給権者とする。

- （１）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童（保護者〔児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。（２）において同じ。〕の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- （２）児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2 月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- （３）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〔平成 17 年法律第 123 号〕第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法〔平成 14 年法律第 167 号〕第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

- (4) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）
- (6) 児童福祉法第 23 条第 1 項の規定により同法第 38 条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、川崎市の住民基本台帳に記録されている者については、川崎市における申請・受給権者とする。ただし、川崎市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者〔成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。〕を含む。以下同じ。）（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による入所等の措置等が執られている者（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であつて、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基

準日の翌日以降、川崎市において住民基本台帳に記録されたときは、川崎市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると川崎市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを川崎市長が相当と認めるときは、川崎市における申請・受給権者とする。

臨時特別給付金支給要件確認書

参考資料 2

本市様式

(宛先)川崎市長

1 世帯主(確認・受給者)

氏名	住民基本台帳の情報を印字
現住所	

2 支給額 10万円

3 受取口座

□ 座名義	特別定額給付金の振込口座を印字	支店名	口座番号の一部はマスキング	店番号
金融機関名		口座番号		
分類				

上記の口座を既に解約しているなどの理由で異なる口座への振込みを希望する場合や、口座が印字されていない場合には、以下の欄に記入してください。

指定する金融機関口座(1)世帯主(確認・受給者)又は(2)代理人の口座に限ります。への振込みを希望		指定の金融機関口座名を記入し、必ず振込先金融機関の通帳(見開き面)のコピーなどを裏面に貼り付けてください。	
□ 座名義	金融機関名	支店名	
カナ氏名	漢字氏名	銀行(農協)	本・支店
		金庫(信組)	出張所
分類	①普通 ②当座	店番号	口座番号右語記入

※ゆうちょ銀行を指定する場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。
 ※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取りができない方は、川崎市臨時特別給付金コールセンターにお問合せください。

4 確認欄【世帯主の方が記入してください】(以下の項目を確認し、確認後にチェック欄に☑を入れてください)

① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は、給付金の対象外です。)

② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。(詳細は、別紙を参照ください。)

※①・②の双方にチェックがある場合に限り、支給対象者に該当し、給付金が受け取れます。(いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象者に該当せず、給付金を受け取れません。)
 ※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。また、意図的に虚偽の確認をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
 ※令和4年9月30日(金)までに返送がない場合は、川崎市は本給付金の支給を辞退したものとみなします。

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名(自署又は記名押印)	署名等	確認日	日中に連絡可能な電話番号
		令和 年 月 日	

5 代理受給を行う場合(世帯主名義以外の口座へ振込みを希望する場合)

フリガナ	世帯主との関係	(実) (親類) (隣)
代理人氏名	代理人生年月日	年 月 日
代理人住所	日中に連絡可能な電話番号	
上記の者を代理人と認め、臨時特別給付金の確認及び受給を委任します。		世帯主氏名(自署又は記名押印)

川崎市長 福田 紀彦

川崎市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のお知らせ

あなたの世帯は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給対象者(※)に該当する可能性があるため、以下のとおりお知らせします。内容を確認して、次の返送期限までに、右の確認書を返送してください。

受給権者は世帯主、支給額は1世帯につき10万円となっています。
 右の「臨時特別給付金支給要件確認書」に必要事項をご記入、必要書類をご準備の上、手続きをお願いします。給付は原則として口座振込により行います。

※支給対象者は、基準日(令和3年12月10日)において、川崎市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯です。

返送期限	令和4年9月30日(金)(当日消印有効) ※期限を過ぎて返送された場合は受付できませんので、可能な限り早めの返送をお願いします。
返送方法	確認書に必要事項をご記入の上、必要な書類を貼り付けて同封の返信用封筒にて郵送してください。
提出物	必ず提出 臨時特別給付金支給要件確認書
	別の口座に振込みを希望する場合(確認書の裏面に貼付) 振込みを希望する口座の通帳(見開き面)などのコピー
	代理受給を行う場合(世帯主名義以外の口座へ振込みを希望する場合)(確認書の裏面に貼付) ●世帯主(確認・受給者)の本人確認書類のコピー ●代理人の本人確認書類のコピー 本人確認書類の例(下記のいずれか1つ) ※マイナンバー通知カードは本人確認書類にはなりません。 ①運転免許証 ②マイナンバーカード ③パスポート など

チェック

お問合せ先 (受付時間:平日午前8時30分から午後5時15分まで)

川崎市臨時特別給付金コールセンター
0120-200-113 (通話料無料)

※お問合せの際は、右記のお問合せ番号をお伝えください。

お問合せ番号	
--------	--

裏面に必要書類のコピーを貼り付けてください。➡

それぞれの欄に、必要書類のコピーを貼り付けてください。

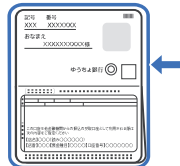
▲ 原本は貼り付けしないでください。

(別の口座に振込みを希望する場合) 口座確認書類

ここに、受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義(カナ)が分かる通帳(通帳がない口座の場合、キャッシュカードなど)のコピーを貼ってください。



ゆうちょ銀行以外の通帳の場合



ゆうちょ銀行の通帳の場合



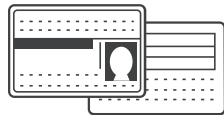
キャッシュカードの場合
(口座名義等が分かる面)

(5) 代理受給を行う場合 世帯主と代理人の方の本人確認書類

ここに、世帯主と代理人の本人確認書類のコピーを貼ってください。

下記書類などのコピー

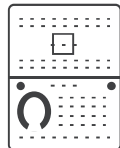
① 運転免許証
(両面)



② マイナンバーカード
(表面のみ)



③ パスポート



※運転免許証の場合は、両面のコピーを提出してください。

※マイナンバーカードの場合は、表面(顔写真付き)のみのコピーを提出してください。
マイナンバーの記載がある場合は黒塗りさせていただきます。

臨時特別給付金支給要件確認書 記入例

川崎市で把握している項目は、あらかじめ印字しています。

給付金の支給を希望されない場合、氏名欄の余白に「辞退」と記入し、4の世帯主氏名欄等を記入の上、返送してください。

1 (要確認)

あらかじめ印字されている世帯主(確認・受給者)の氏名等が正しいか確認してください。

2 (要確認)

あらかじめ印字されている口座情報を確認してください。
印字された口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、口座が印字されていない場合には、以下の欄に記入してください。

3 (必ず記入)

確認欄の項目を確認し、チェック欄に☑を記入してください。

4 (必ず記入)

世帯主氏名を自署又は記名押印してください。

この確認書を記入した日付を記入してください。

日中に連絡可能な電話番号を記入してください。

臨時特別給付金支給要件確認書

(宛先)川崎市長

1 世帯主(確認・受給者)

氏名 山田 太郎
現住所 ○○市○○区○○町○番地

2 支給額 10万円

3 受取口座

口座名義	ヤマダ タロウ	支店名	△△支店	店番号	123
金融機関名	○○銀行	口座番号	※※※※567		
分類	普通				

上記の口座を既に解約しているなどの理由で異なる口座への振込みを希望する場合や、口座が印字されていない場合には以下の欄に記入してください。

指定する金融機関口座(1世帯主(確認・受給者)又は2代理人の口座に限り)への振込みを希望する金融機関口座名を記入し、必ず振込先金融機関の通帳(見開き面)のコピーなどを裏面に貼り付けてください。

カナ氏名	山田 タロウ	金融機関名	銀行 普通	支店名	本支店
漢字氏名	山田 太郎	分類	①普通 ②当座	店番号	123
			口座番号	567	口座種別

※ゆうちょ銀行を指定する場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期期入出金のない口座を記入しないでください。
※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取りができない方は、川崎市臨時特別給付金コールセンターにお問合せください。

4 確認欄【世帯主の方が記入してください】(以下の項目を確認し、確認後にチェック欄に☑を入れてください)

- ① 世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていません。(住民税が課税されている者の扶養親族等のみなる世帯は、給付金の対象外です。)
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。(詳細は、別紙を参照ください。)

※1・2の両方にチェックがある場合に限り、支給対象者に該当し、給付金が受け取れます。(いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象者に該当せず、給付金を受け取れません。)
※確認内容が揃っていない場合は給付金の減額を求める場合があります。また、原則的に債権の譲渡をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
※令和4年9月30日(金)までに返送がない場合は、川崎市は本給付金の支給を停止したものとみなします。

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名(自署又は記名押印) 山田 太郎 (印) 確認日 令和 4年 3月 10日 日中に連絡可能な電話番号 000-0000-0000

5 代理受給を行う場合(世帯主名義以外の口座へ振込みを希望する場合)

フリガナ	ヤマダ タロウ	世帯主との関係	成年	代理人	大正 昭和 平成
代理人氏名	山田 次郎	代理人	成年 後見人	生年月日	49年 4月 1日

代理人住所 ○○市○○区○○町○番地 日中に連絡可能な電話番号 111-1111-1111
上記の者を代理人と認め、臨時特別給付金の確認及び受給を要します。 世帯主氏名(自署又は記名押印) 山田 太郎 (印)

裏面に必要書類のコピーを貼り付けてください。

5 代理受給を行う場合

代理人の氏名、住所、生年月日、日中に連絡可能な電話番号と世帯主との関係を記入してください。

世帯主氏名欄は、世帯主の方が自署又は記名押印してください。

※代理受給ができる方は、原則として世帯主と同一世帯の方、世帯主の法定代理人となります。それ以外の方が指定されている場合、審査段階でご関係を確認させていただくことがあります。

送付用封筒（表）



見 本

⚠ 給付金をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

- ◆川崎市が電話で口座番号やマイナンバーなどの個人情報を聞き出したり、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- ◆ATMを操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ◆川崎市などが、給付金のお支払いにあたり、手数料の振込みを求めることは絶対にありません。

不審な電話がかかってきたら、最寄りの警察署にご連絡ください。

料金受取人私郵便

川崎港局承認

9001

差出有効期間
令和4年10月
31日まで

切手を貼らずに
お出しください

210 8620

見本

川崎市川崎区南渡田町1-3
川崎港郵便局留

川崎市臨時特別給付金事務センター 行

臨時特別給付金支給要件確認書 在中



必要書類が入っていますか？確認してチェックをしてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	確認書	※必須
<input checked="" type="checkbox"/>	口帳簿別冊類のコピー	※必要方のみ(確認書に貼付)
<input checked="" type="checkbox"/>	本人確認書類のコピー	※必要方のみ(確認書に貼付)

見本

住所	〒
氏名	

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

支給市区町村(※基準日時点の市区町村)
市区町村長殿



2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和3年12月10日時点の世帯の全ての構成員について記載

○「現住所と令和3年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する(☑)方は、**令和3年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書**を添付して下さい。(該当する方が複数いる場合は、該当する方全員の分)
○住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

No.	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	性別	個人番号 生年月日	現住所と令和3年1月1日時点の住所と異なる	異なる場合には令和3年1月1日時点の住所を記載	令和3年度住民税均等割課税状況
					☐同一 ☐異なる		☐課税されている ☐課税されていない ☐未申告
1	(申請者)	本人			☐同一 ☐異なる		☐課税されている ☐課税されていない ☐未申告
2				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐同一 ☐異なる		☐課税されている ☐課税されていない ☐未申告
3				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐同一 ☐異なる		☐課税されている ☐課税されていない ☐未申告
4				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐同一 ☐異なる		☐課税されている ☐課税されていない ☐未申告
5				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐同一 ☐異なる		☐課税されている ☐課税されていない ☐未申告

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、〇〇市〇〇室(電話〇〇〇〇)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(住民税非課税世帯分)(以下「給付金(住民税非課税世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑥ 市区町村が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和〇年〇月〇日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(住民税非課税世帯分)を返還します。
- ⑧ 同一世帯について、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給済ではありません。受給していた場合には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を返還します。

提出書類

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (「現住所と令和3年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和3年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和3年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)
申請書(請求書)

支給市区町村(※申請時点の居住市区町村)

市区町村長殿

市区町村
受付印

2ページ目の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況

氏名	申請者との続柄	性別	個人番号	令和3年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記載)	R3.1以降 家計急変 があった者
			生年月日		
(申請者)	本人				
			明・大・昭・平・令 年 月 日		
			明・大・昭・平・令 年 月 日		
			明・大・昭・平・令 年 月 日		
			明・大・昭・平・令 年 月 日		

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)*※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) (※「1. 申請・請求者」名義に限る。) (※通帳の表記に合わせてください。)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)		通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1			

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、〇〇市〇〇室(電話〇〇〇〇)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- ② 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑤ 市区町村が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和〇年〇月〇日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑥ 給付金(家計急変世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。
- ⑦ 本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合など、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。
- ⑧ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した世帯に属していた者はいません。受給していた場合には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を返還します。

提出書類

- 『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)(請求書)』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し(コピー)をご用意ください。
- (令和3年1月1日以降、複数回転居した方)『戸籍の附表の写し(コピー)』
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙様式第4号)
※支給要件が「(2)所得要件②家計急変」の場合、申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。
- 『令和3年中の収入の見込額』又は「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)
※「令和3年中の収入の見込額」…源泉徴収票、確定申告書等
※「任意の1か月の収入」…給与明細等

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名